

業務紹介

機構では、民間金融機関による

全期間固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とするほか、

民間金融機関が住宅ローンを円滑に供給するための住宅融資保険等業務や、

政策上重要で民間金融機関では対応が困難な分野への融資業務などを行っています。

お客さまの住生活の基盤となる住宅の建設等に必要な住宅ローンを円滑かつ効率的に提供することにより、

住生活の向上に取り組み、組織の社会的責任(CSR)を果たしています。

P.52 証券化支援業務【フラット35】

民間金融機関による「全期間固定金利の住宅ローン」の提供を支援しています。

P.58 住宅融資保険等業務

民間金融機関が住宅の建設などに必要な資金を円滑に供給できるように支援しています。

P.61 融資業務(災害復興住宅融資、まちづくり融資等の政策融資)

政策上重要で民間金融機関では対応が困難な分野に対し融資業務を行っています。

P.70 良質住宅の普及

良質住宅を普及させるために融資対象住宅に対する技術基準を定め、物件検査を行っています。

P.72 団体信用生命保険等業務

ご返済中の「万一の事態」に備えた「安心」をご提供しています。

P.73 債権管理業務

住宅ローンをご利用のお客さまに、ご返済中の「安心」を提供しています。

P.75 国際業務

海外インフラ展開法等に基づき、海外に関する調査、研究および情報提供を行っています。

P.77 国内の住宅金融に関する調査業務

我が国における住宅金融に関する調査研究を実施しています。

P.78 資金調達

MBS(資産担保証券)、SB(一般担保債券)、政府保証債等により資金を調達しています。

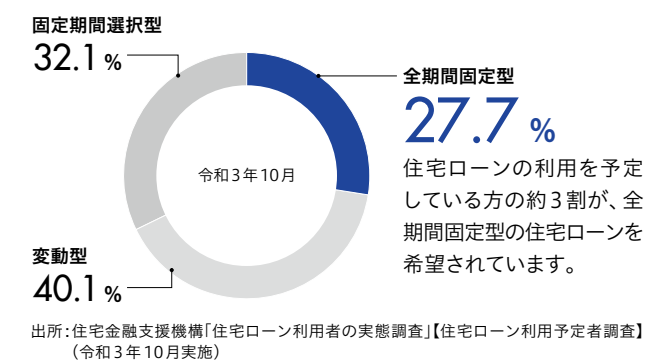
証券化支援業務【フラット35】

民間金融機関による「全期間固定金利の住宅ローン」の提供を支援しています

機構では、国民に根強い需要のある全期間固定金利の住宅ローンを民間金融機関が提供することを支援する「証券化支援業務」を行っています。この証券化支援業務の仕組みを活用して提供される住宅ローンを【フラット35】と総称しています。

証券化支援業務には、「買取型」と「保証型」の2種類があります。また、それぞれについて、【フラット35】のお借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】S、【フラット35】リノベ、【フラット35】維持保全型、【フラット35】地域連携型などの金利引下げメニューがあります。

住宅ローン利用予定者が希望する金利タイプ



27.7%

住宅ローンの利用を予定している方の約3割が、全期間固定型の住宅ローンを希望されています。

【フラット35】4つのメリット

ずっと固定金利の安心

資金の受取時に、返済終了までの借入金利と返済額が確定します。

多彩なメニューで 安心の住まいづくりを応援

お客さまのさまざまな住宅取得ニーズに応えるため、省エネ性・耐震性などを備えた質の高い住宅の取得を支援する【フラット35】S・【フラット35】リノベ、維持保全に配慮した住宅の取得を支援する【フラット35】維持保全型、地方公共団体と連携した【フラット35】地域連携型などの多彩なメニューをご用意しています。また、機構が定める技術基準に基づく物件検査を実施します。

保証人不要、 繰上返済手数料不要

保証人は必要ありません。
返済中に繰上返済や返済方法の変更を行う場合の手数料もかかりません。

ご返済中も安心サポート

お客さまに万一のことがあった場合に備えて、新機構団信や新3大疾病付機構団信をご用意しています。
また、多様な返済方法変更のメニューをそろえ、お客さまからの返済のお悩みに対して、事情に合った返済方法をご提案します。

【フラット35】の商品ラインナップ

【フラット35】(買取型)	【フラット35】(買取型)は、民間金融機関と機構が提携して皆さまに提供している全期間固定金利の住宅ローンです。全期間固定金利の住宅ローンは、資金のお受取時にご返済終了までのお借入金利・ご返済額が確定する住宅ローンですので、長期にわたるライフプランを立てやすくなります。 【フラット35】(買取型)は、「ずっと固定金利の安心」で大切なマイホームの取得とその後のライフプランをサポートします。また、現在ご返済中の住宅ローンを【フラット35】(買取型)に借り換えるメニューも用意しています。
【フラット35】(保証型)	【フラット35】(保証型)は、民間金融機関が提供する住宅ローンに対して機構が保険を付け、お客さまが返済できなくなった場合に、機構が金融機関に対して保険金を支払う仕組みを活用して金融機関が提供する「全期間固定金利の住宅ローン」です。

さまざまなニーズに対応したメニュー

【フラット50】	【フラット50】は、長期優良住宅を取得する場合にご利用いただける最長50年の全期間固定金利の住宅ローンです。
金利引継特約付き【フラット35】	金利引継特約付き【フラット35】は、【フラット35】の返済中に長期優良住宅を売却する場合にその住宅を購入する方に【フラット35】の債務を引き継ぐことができる住宅ローンです。
【ダブルフラット】	【ダブルフラット】は、将来の返済負担を軽減することを主な目的として、借入期間の異なる【フラット35】を2つ組み合わせる制度です。
機構住みかえ支援ローン	「機構住みかえ支援ローン」は、一般財団法人高齢者住宅財団による保証を活用して住宅借上事業を実施している法人※がお客さまの現在所有している住宅を借り上げることを前提に、新たにお客さまご自身がお住まいになる住宅を取得するための制度です。 ※ 令和4年4月1日時点で、住宅借上事業を実施している法人は一般社団法人移住・住みかえ支援機構です。
家賃返済特約付き【フラット35】	家賃返済特約付き【フラット35】は、将来返済が困難となった場合で一定の条件に該当するときには、返済方法変更の特例により償還期間を延長し、割賦金を減額した上で、住宅を住宅金融支援機構と提携する住宅借上機関※に賃貸し、その賃料を住宅金融支援機構が直接受領してお客さまの返済に充てるという内容の特約(家賃返済特約)を【フラット35】の借入時に設定する制度です。 ※ 令和4年4月1日時点で、住宅金融支援機構と提携している機関は一般社団法人移住・住みかえ支援機構です。

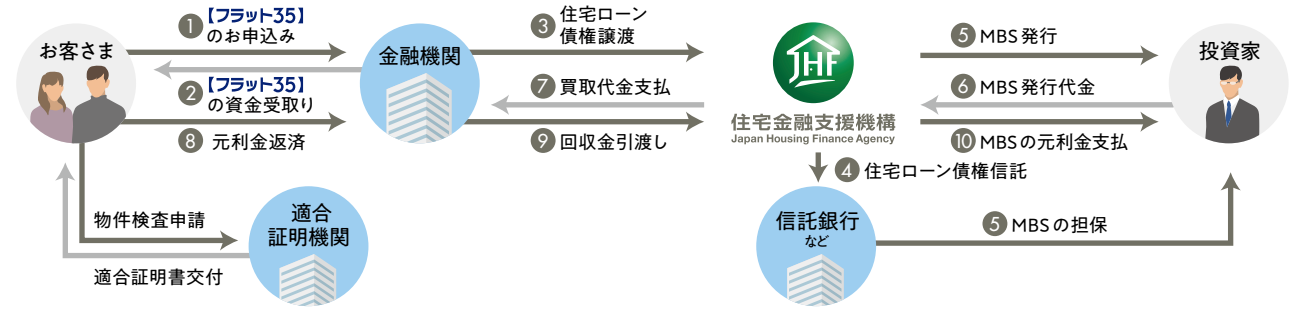
【フラット35】(買取型)の仕組み

機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行等に信託します。これを担保として機構がMBS(資産担保証券)を発行し、住宅ローン債権を買い取るための資金を債券市場(投資家)から調達しています(下図参照)。

この仕組みを活用することにより、「全期間固定金利の住宅ローン」が民間金融機関においても提供できることとなります。この住宅ローンは、機構の示す一定の基準(買取基準)に合致したものであり、融資実行と同時に機構に譲渡されます。

なお、住宅ローンの金利はMBSの利率等を基にそれぞれの民間金融機関が決定することになります。

買取型の仕組み



事業参加金融機関

【フラット35】(買取型)には、都市銀行(5)、信託銀行(1)、地方銀行(62)、第二地方銀行(34)、信用金庫(156)、信用組合(21)、労働金庫(12)、信農連(10)、モーゲージバンク(19)およびその他銀行(4)の合計324機関が参入しています。

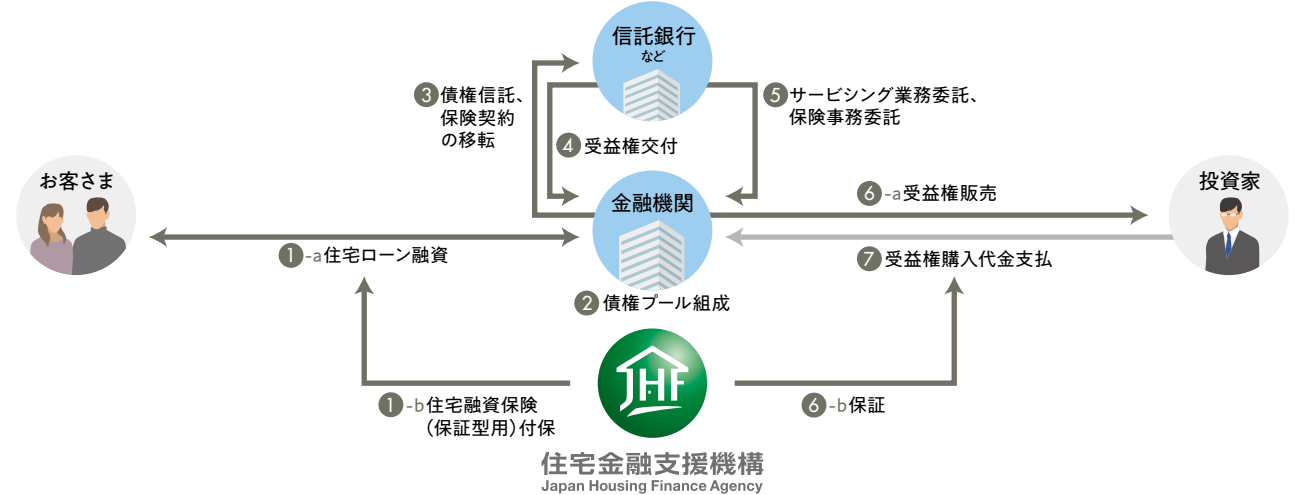
()内は事業参加金融機関数(令和4年3月末時点)※

※ 一部の取扱金融機関においては新規受付を休止しています(令和4年3月末時点)。

【フラット35】(保証型)の仕組み

機構が民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンに対して住宅融資保険(保証型用)を引き受け、当該住宅ローンを担保として発行されたMBSについて、投資家に対して期日どりの元利払い保証を行う仕組みです。

保証型の仕組み(信託受益権を投資家に販売するスキーム)



事業参加金融機関

【フラット35】(保証型)には、都市銀行(1)、地方銀行(2)、第二地方銀行(1)、モーゲージバンク(6)およびその他銀行(1)の合計11機関が参入しています。()内は事業参加金融機関数(令和4年3月末時点)※

※ 一部の取扱金融機関においては新規受付を休止しています(令和4年3月末時点)。

【フラット35】の金利引下げメニュー

住宅性能に関するメニュー

【フラット35】S

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、長期優良住宅のように、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】Sには、【フラット35】S(金利Aプラン)と【フラット35】S(金利Bプラン)の2つの金利引下げメニューがあります。
令和4年10月から【フラット35】S(ZEH)がはじまります。【フラット35】S(ZEH)とは、高い断熱性能と一次エネルギー消費量の基準を満たす住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S(ZEH)	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年0.5%引下げ
	6年目から10年目まで	【フラット35】の借入金利から年0.25%引下げ
【フラット35】S(金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】の借入金利から年0.25%引下げ
【フラット35】S(金利Bプラン)	当初5年間	

(注1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの申込受付分に適用します。
(注2) 【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(https://www.flat35.com)でお知らせします。
(注3) 【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入および中古住宅の購入の際にご利用いただけます(【フラット35】借換融資には利用できません)。
(注4) 【フラット35】Sは、【フラット35】維持保全型・【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と併用できます。
(注5) 【フラット35】Sは、【フラット35】リノベとの併用はできません。

【フラット35】リノベ

【フラット35】リノベとは、中古住宅の購入とあわせて一定の要件を満たすリフォームを実施することで、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。「中古住宅を購入後に自らリフォームを行う」場合と、「住宅事業者がリフォームを行った中古住宅を購入する」場合があります。

【フラット35】リノベには、【フラット35】リノベ(金利Aプラン)と【フラット35】リノベ(金利Bプラン)の2つの金利引下げメニューがあります。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】リノベ(金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】の借入金利から年0.5%引下げ
【フラット35】リノベ(金利Bプラン)	当初5年間	

(注1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの申込受付分に適用します。
(注2) 【フラット35】リノベでの金利引下げには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(https://www.flat35.com)でお知らせします。
(注3) 【フラット35】リノベは、中古住宅の購入の際にご利用いただけます(新築住宅の建設・購入および借換えの際には利用できません)。
(注4) 【フラット35】リノベは、【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と併用できます。
(注5) 【フラット35】リノベは、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型との併用はできません。
(注6) 金利Aプラン、金利Bプランに該当しない場合でも、中古住宅の取得に併せてリフォーム工事を実施するときには、金利引下げのない【フラット35】リノベをご利用いただけます。

維持保全に関するメニュー

【フラット35】維持保全型

【フラット35】維持保全型とは、維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】維持保全型の利用対象となる住宅には、「長期優良住宅」、「予備認定マンション」、「管理計画認定マンション」、「安心R住宅」、「インスペクション実施住宅」および「既存住宅売買瑕疵保険付保住宅」があります。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】維持保全型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年0.25%引下げ

(注1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの申込受付分に適用します。
(注2) 【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(https://www.flat35.com)でお知らせします。
(注3) 【フラット35】維持保全型は、【フラット35】Sのほかに、【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と併用することができます。
(注4) 【フラット35】維持保全型は、新築住宅の建設・購入および中古住宅の購入の際にご利用いただけます(【フラット35】借換融資には利用できません)。
(注5) 【フラット35】維持保全型は、【フラット35】リノベとの併用はできません。

地域連携に関するメニュー

【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型

【フラット35】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

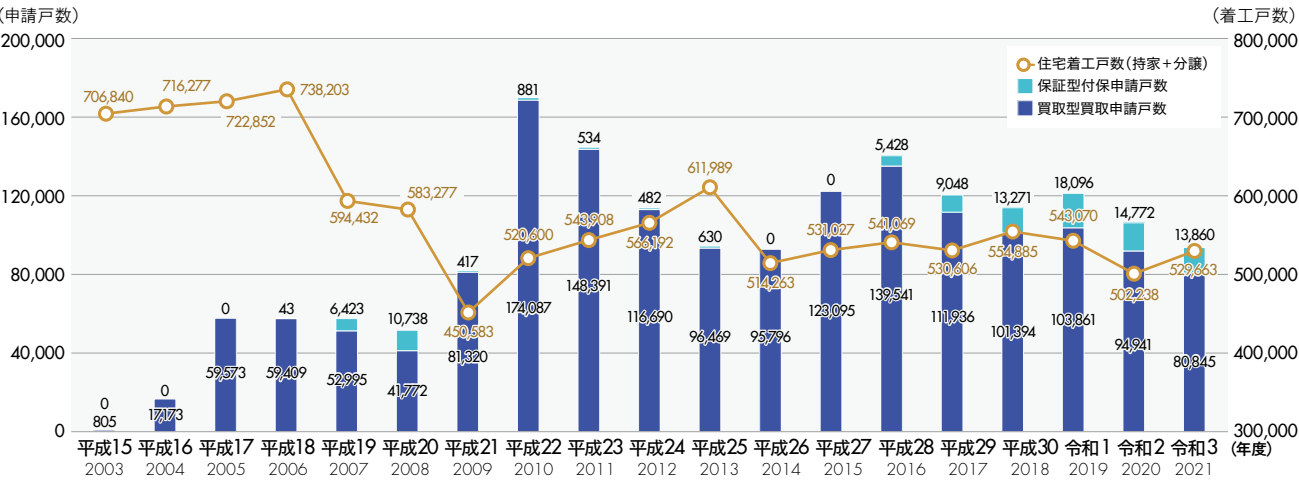
地方移住者等に対する金利引下げ制度として、【フラット35】地域連携型のほかに【フラット35】地方移住支援型があります。
【フラット35】地域連携型とは、金利の引下げ幅や利用要件等が異なります。詳しくはフラット35サイト(https://www.flat35.com)をご覧ください。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型(子育て支援)	当初10年間	【フラット35】の借入金利から年0.25%引下げ
【フラット35】地域連携型(地域活性化)	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年0.25%引下げ
【フラット35】地方移住支援型	当初10年間	【フラット35】の借入金利から年0.3%引下げ

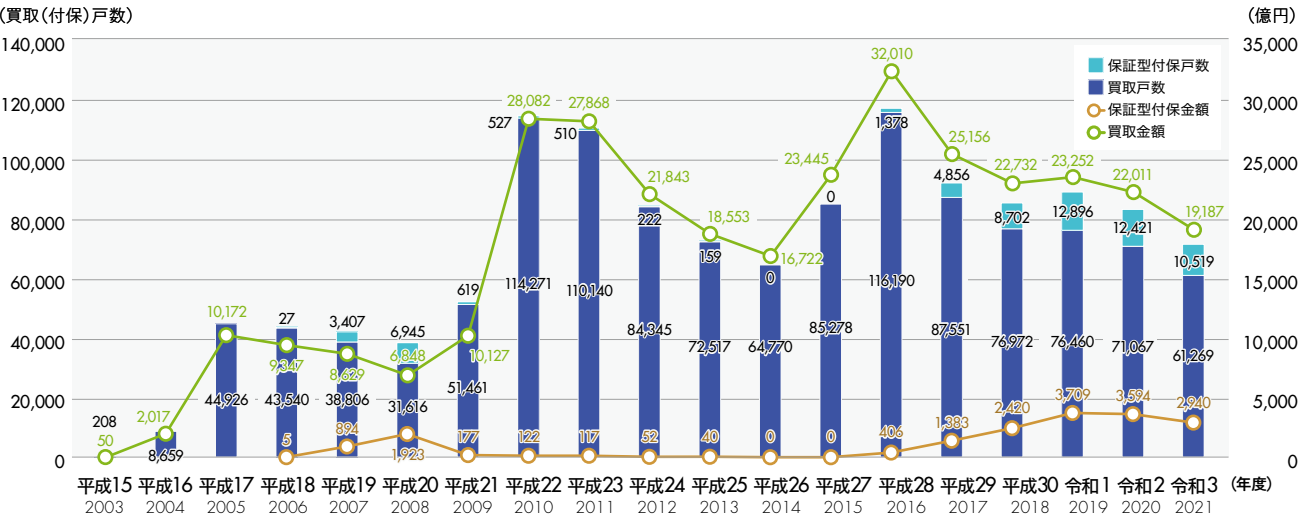
(注1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの申込受付分に適用します。
(注2) 【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(https://www.flat35.com)でお知らせします。また、補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。
(注3) 【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型は、【フラット35】借換融資には利用できません。
(注4) 【フラット35】地域連携型と【フラット35】地方移住支援型を併用することはできません。
(注5) 【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型は、【フラット35】Sまたは【フラット35】リノベ、および【フラット35】維持保全型と併用できます。

【フラット35】の実績

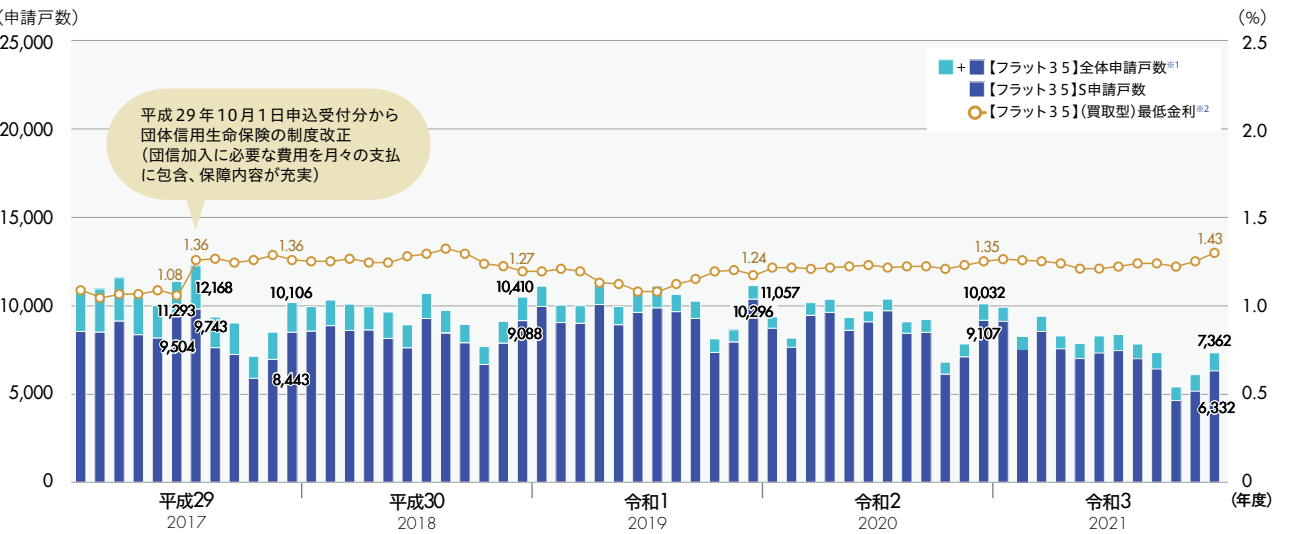
【フラット35】(買取型・保証型)の買取申請戸数および付保申請戸数の推移



【フラット35】(買取型・保証型)の買取(付保)戸数および買取(付保)金額の推移(実行ベース)



【フラット35】の申請状況および金利の推移



※1 【フラット35】(買取型・保証型)の合計戸数

※2 お借入期間が21年以上35年以下の場合に取扱金融機関が提供する金利のうち最も低い金利(融資率(9割以下・9割超)に応じて金利が異なるため、このうち9割以下の金利。また、平成29年10月以降は加入する団体信用生命保険の種類等に応じて金利が異なるため、新機構団信付きの金利)。なお、多くの取扱金融機関では、お借入期間が20年以下の場合、21年以上35年以下の場合と比較して、低い水準の金利を設定しています。

住宅融資保険等業務

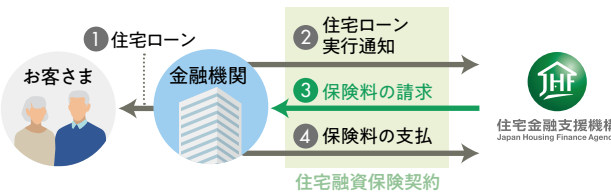
民間金融機関が住宅の建設などに必要な資金を円滑に供給できるように支援しています

住宅融資保険の仕組み

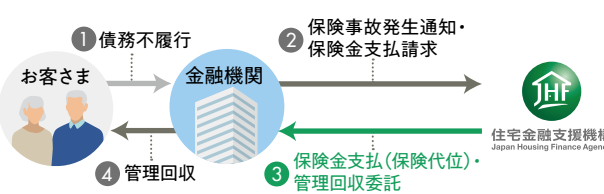
住宅融資保険は、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ機構と民間金融機関との間で締結した住宅融資保険契約に基づき、保険金をお支払するものです。

住宅融資保険付きの住宅ローンは、自己資本比率の算定基準では、付保部分について10%のリスクウェイトが適用されます。

保険契約から保険関係の成立まで



保険事故発生時の手続



住宅融資保険契約金融機関

都市銀行(5)、地方銀行(37)、第二地方銀行(17)、信用金庫(60)、信用組合(16)、信農連・農協・信漁連・漁協(8)および保険会社・モーゲージバンク・その他銀行等(25)の合計168機関と住宅融資保険契約を締結しています。

()内は保険契約金融機関数(令和4年3月末時点)

住宅融資保険の主な商品概要

種別	保険の対象	填補割合
【フラット35】パッケージ型	【フラット35】または災害復興住宅融資と併せてご利用いただく住宅ローン	10割 ^{※2}
【フラット35】つなぎ融資型	本体融資が次のいずれかで土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間1年以下のローン ●【フラット35】 ●【フラット35】パッケージ ●災害復興住宅融資 ●民間金融機関が災害復興住宅融資と併せて融資する住宅ローン ●【リバース60】	
特定個人ローン保険 ^{※1} (民間金融機関融資型)	民間金融機関独自の住宅ローン	
【リバース60】	満60歳以上の方が利用するリバースモーゲージ型住宅ローン(住宅ローン利用者が亡くなられたときに元金を一括でご返済いただくローン)	
特定買取再販ローン保険	中古住宅を買い取り、リフォームを実施して売却する事業(買取再販事業)を行う住宅事業者に対する融資期間1年以下のローン	9割
特定登録住宅リフォームローン保険	登録住宅 ^{※3} のリフォームまたは登録住宅とするためのリフォームに対するローン	
個人ローン保険 ^{※1}	民間金融機関独自の住宅ローン	
個人つなぎローン保険 ^{※1}	土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間が1年以下のローン	

※1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社である保証会社を保有しない中小金融機関等に限って利用が可能

※2 填補割合が10割のローンについては、機構による付保承認が必要

※3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録された住宅

【リバース60】（満60歳以上の方のための住宅融資保険付きリバースモーゲージ型住宅ローン）

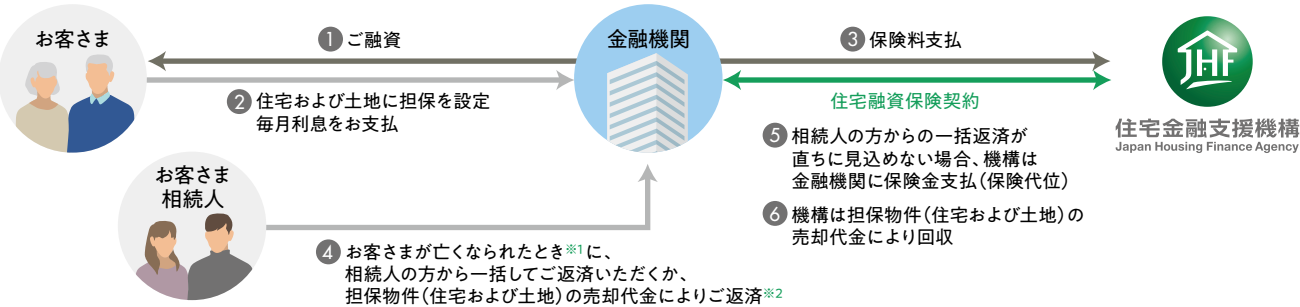
商品の概要

【リバース60】は、毎月の支払は利息のみとし、元金はお客さまが亡くなられたとき（連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。）に、相続人の方から自己資金等により一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却代金によりご返済いただく商品です。

月々の支払が利息のみとなるため、支払額を低く抑えることができます。

【リバース60】の仕組み

あらかじめ機構と民間金融機関との間で住宅融資保険契約を締結することで、相続人の方から一括返済が見込めない場合等に金融機関に保険金をお支払します（下図参照）。



利用条件※3

住宅の建設・購入 （子世帯が住宅を建設・ 購入する場合も対象となります。）	住宅のリフォーム	サービス付き高齢者向け 住宅の入居一時金	住宅ローンの借換え
次のうち最も低い額 ①8,000万円 ②建設・購入に必要な費用 ③担保評価額の50%または60%※4	次のうち最も低い額 ①8,000万円 ②リフォーム工事費 ③担保評価額の50%または60%※4	次のうち最も低い額 ①8,000万円 ②入居時に家賃相当分として一括支払 の必要がある費用 （月払などの家賃・使用料、日常生活費、 サービスに関する費用等は対象外） ③担保評価額の50%または60%※4	次のうち最も低い額 ①8,000万円 ②既存の住宅ローン残高 ③担保評価額の50%または60%※4

※1 連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。

※2 ノンリコース型の場合、相続人の方は、担保物件（住宅および土地）の売却代金が残債務に満たなくても、残った債務の返済は不要です。お客さまがご存命中に元金を繰上返済して完済された場合またはお客さまが亡くなられたときに相続人の方が自己資金等により一括返済された場合は、担保物件（住宅および土地）を売却する必要はありません。

※3 資金の使いみち、ご融資の限度額、その他商品内容は、金融機関ごとに異なる場合があります。

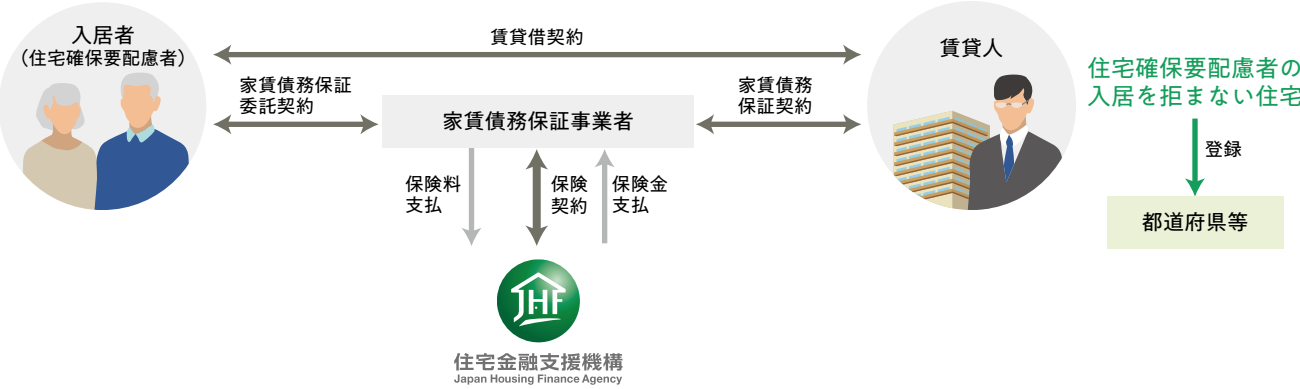
※4 お客さまの年齢が満50歳以上満60歳未満の場合は「担保評価額の30%」となります。担保とする住宅が長期優良住宅の場合で、お客さまの年齢が満60歳以上のときは「担保評価額の55%または65%」となります。

家賃債務保証保険の仕組み

家賃債務保証保険は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（住宅セーフティネット法）に基づく保険であり、家賃債務保証事業者が、登録住宅※に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合に、機構がその保証債務に保険を付保する制度です。

※ 住宅セーフティネット法第10条第5項に規定する登録住宅をいいます。

制度のイメージ



主な手続の流れ



主な商品概要

保険の対象範囲	未払家賃（管理費および共益費を含む。）の保証
保険料および支払時期	月額家賃に保険料率を乗じた金額を当初入居時に1回のみお支払いいただきます
保険金の額	家賃債務保証事業者が代位弁済した額の7割 ※ 月額家賃の12か月分×7割（8.4か月分）または100万円のいずれか小さい額が限度
保険期間	保証の開始日から保証委託契約終了日または名義変更日まで
保険金の支払時期	保険事故後に一括支払

家賃債務保証保険契約事業者

家賃債務保証保険には、8社の家賃債務保証事業者が参入しています（令和4年3月末時点）。

融資業務（災害復興住宅融資、まちづくり融資等の政策融資）

政策上重要で民間金融機関では対応困難な分野に対し融資業務を行っています

災害で被災した住宅の早期の再建、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設、密集市街地における老朽化住宅の建替え、マンション共用部分の大規模修繕など、政策上重要で、かつ、民間金融機関だけでは十分な対応が困難な分野に限定して、融資業務を行っています。

政策分野	目的	対応する融資等
被災住宅の再建	● 災害で被災した住宅等の早期の再建支援	● 災害復興住宅融資 （住宅の建設、購入、補修）
災害予防	● 地すべりや急傾斜地の崩壊に備えた家屋の移転や代替住宅建設等の支援 ● 宅地の補強工事により土砂の流出などによる災害を予防	● 地すべり等関連住宅融資 ● 宅地防災工事融資
高齢者の居住安定等	● 介護サービスなどを提供でき、高齢者が安心して暮らし続けることのできる良質な賃貸住宅の供給を支援 ● 高齢者が自宅をバリアフリー化する場合、マンション建替事業等による住宅の建設または購入をする場合、災害で被災した住宅等を再建する場合等に、返済方法の特例等を適用し、返済負担を軽減	● サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 ● リフォーム融資（高齢者向け返済特例） ● グリーンリフォームローン（高齢者向け返済特例）※ ● マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み（高齢者向け返済特例）） ● まちづくり融資（高齢者向け返済特例） ● 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例） ※ 令和4年10月制度開始予定
子育て世帯支援	● 子育て世帯に必要な住戸規模と省エネルギー性能を有する賃貸住宅の供給を支援	● 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資 ● 賃貸住宅リフォーム融資
安全な住宅市街地整備	● 土地の合理的な利用により密集市街地における防災機能をはじめとする居住環境の向上支援	● まちづくり融資
マンションストック維持・再生	● マンションの修繕積立金の計画的な積立てや、保管・運用をサポート ● マンションの大規模修繕や建替えの支援	● マンションすまい・る債 ● マンション共用部分リフォーム融資 ● まちづくり融資
耐震性の向上	● 耐震改修工事または耐震補強工事による一戸建てやマンションの耐震性の向上	● リフォーム融資（耐震改修工事） ● マンション共用部分リフォーム融資 ● 賃貸住宅リフォーム融資
脱炭素社会の実現	● 断熱改修工事や太陽光発電設備設置工事などによる省エネ・創エネの性能向上	● グリーンリフォームローン※ ● グリーンリフォームローン（高齢者向け返済特例）※ ● 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資 ※ 令和4年10月制度開始予定 ➡ P.25 TCFD提言への対応

※ このほか、財形貯蓄を行っている勤労者の方への融資などをご用意しています。

融資メニューのご紹介

被災住宅の再建 災害復興住宅融資等

地震、台風、大雨、突風等の自然災害により、住宅に被害が生じた方に対して、住宅の建設、購入または補修に必要な資金を低利で融資しています。お申込みの受付は、原則として被災した日から2年間ですが、令和3年9月に災害復興住宅融資の借入申込受付期間を見直し、次にあてはまる場合はそれぞれに記載するいずれか遅い日までとしています。

被災者生活再建支援法第3条の規定が適用される災害により被災された場合	被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間の最終日の属する月の末日
災害救助法第4条の規定が適用される災害により被災された場合	応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日

上記の見直し等により、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨等により被災された方に対する災害復興住宅融資は、借入申込受付期間を延長しています。また、お借入金額が300万円以下の場合（高齢者向け返済特例の場合を除きます。）は、抵当権の設定は不要です。

災害復興住宅融資の概要

災害復興住宅融資は、被害の程度により、ご利用いただける資金が異なります。融資の概要は下表のとおりです。

被害の程度	ご利用いただける資金	融資限度額※1	返済期間（最長）
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊	建設	土地を取得する場合： 3,700万円 土地を取得しない場合：2,700万円	35年 返済期間に加えて、ご融資の契約日から最長3年間（1年単位）※2の元金据置期間※3を設定できます。
	購入、中古リフォーム一体型	3,700万円	
一部損壊、準半壊等	補修	1,200万円	20年 返済期間に加えて、ご融資の契約日から1年間の元金据置期間※3を設定できます。

※1 建設、購入または中古リフォーム一体型の場合で被災親族同居のときは1、上表の額に640万円加算されます。

※2 東日本大震災の被災者は、最長5年間（1年単位）

※3 利息のみの支払期間をいいます。

ご高齢の方の住宅再建支援

ご高齢の方の住宅再建を支援するために、親子リレー返済、親孝行ローンおよび高齢者向け返済特例の制度をご用意しています。

親子リレー返済	通常、返済期間は申込時点の申込人の年齢によりお選びいただけますが、申込人の子等を連帯債務者としてお申込みいただくことにより、申込人の年齢にかかわらず、申込人の子等の年齢により返済期間をお選びいただくことができる制度です。
親孝行ローン	被災住宅に居住していた高齢の親等（満60歳以上）が住むための住宅を建設、購入または補修する場合に子等を申込人としてお申込みいただける制度です。
高齢者向け返済特例	毎月のお支払は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から自己資金等により一括返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却代金によりご返済いただく制度です。

災害予防 地すべり等関連住宅融資・宅地防災工事融資

地すべり等関連住宅融資

地すべりや急傾斜地の崩壊により被害が生じるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設または購入する場合に必要な資金を融資しています。

宅地防災工事融資

地方公共団体から、土砂の流出などによる災害から宅地を守るための工事を行うよう勧告または改善命令を受けた方へ必要な資金を融資しています。

高齢者の居住安定等 サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

高齢者の居住安定に資する住宅の整備を促進するため、次の用途に対し融資を行っています。

- サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金
- リフォームしてサービス付き高齢者向け賃貸住宅にするための住宅を購入する資金
- サービス付き高齢者向け賃貸住宅にするための改修資金等

キーワード
解説**サービス付き高齢者向け賃貸住宅とは**

平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された、高齢者の居住を支える見守りや介護等のサービスを提供し、建物がバリアフリー化された賃貸住宅です。具体的には登録基準に適合し、地方公共団体に登録された賃貸住宅で、併せて補助金や税制優遇、政策融資といった支援が行われ供給されています。

融資事例 団地名：「みらいえ高山」、岐阜県高山市、平成28年9月竣工

飛騨高山地方は全国を上回るペースで急速に高齢化が進み、地域の課題となっています。

高齢者の住まいの受け皿としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅「みらいえ高山」（岐阜県高山市）が建設され、その事業資金として、地域金融機関である高山信用金庫と機構による協調融資が利用されました。

「みらいえ高山」では、24時間見守りサービスや医療機関と連携した訪問診療等の生活支援サービスが提供されています。

また、建設資材には地元の林業高校の生徒が授業の一環で伐採した飛騨五木が使用されるとともに、建設にあたり地元事業者も多く関わるなど、地域産業の活性化にも寄与しています。



建物外観

子育て世帯支援 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資

子育て世帯に必要な住戸規模と省エネルギー性能を有する賃貸住宅の供給を促進することを目的として、建設資金等の融資を行っています。

融資事例 団地名：「クラシオン小笹山手3番館」、福岡県福岡市、平成30年5月竣工

老朽化した団地の建替えにあたり省エネルギー性能に優れた賃貸住宅が建設されました。

ファミリー住戸には燃料電池を設置、少人数向け住戸には潜熱回収型ガス給湯器を設置するなど、適材適所の省エネ設備を配置するほか、燃料電池の余剰電力をその他住戸へ融通することで更なる効率化も図っています。

また、行政、大学とも連携し省エネ効果を検証する取組を採り入れるなど、他の賃貸住宅への省エネ技術の普及促進を図ることとしています。

多様なタイプの住戸（1LDK～4LDK）を設け、入居者のライフサイクルにおいて、世代ごとの居住空間のニーズの変化に対応した団地内住替えが可能となるよう、工夫されています。

令和元年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地



建物外観

安全な住宅市街地整備 まちづくり融資

密集市街地等における防災機能や居住環境の整備等、土地の合理的利用を促進する次の事業に対し事業資金等の融資を行っています。

- 老朽マンションの建替事業
- 防災街区整備事業や重点密集市街地における賃貸建築物建替事業
- 市街地再開発事業
- 密集市街地における共同建替事業、地区計画等における壁面の後退基準等に適合する建築物の建替事業

密集市街地等における建替事業**融資事例** 団地名：「フレール大塚」、東京都豊島区、平成30年1月竣工

土地所有者は、信託会社から土地信託により相続問題等の課題解決の提案を受け、旧耐震建築物を建て替えました。建替えにあたって、免震構法により地震に強い賃貸住宅とすることで市街地の防災性を高め、また、防災用井戸等を設置することで災害時の地域の防災対策の向上に貢献しています。

なお、逆梁工法を採用することで全ての住戸について床下収納を設置し、入居者の満足度の高い賃貸住宅としています。

平成30年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地



建物外観



逆梁工法を利用した床下収納



防災井戸およびかまど

融資事例 団地名：「ケイグレース」、大阪府大阪市、平成29年2月竣工

密集市街地で防災性向上重点地区（アクションエリア）と定められた地域において、複数棟の老朽賃貸住宅の建替えにあたって、住宅性能表示制度の耐震等級2を取得した賃貸住宅を建設し、市街地の防災性向上に貢献しています。また、エントランスから各住戸まで、手すりやスロープが設置され、住戸内部も含めて安全安心なバリアフリー設計がされています。

平成29年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地



建物外観



スロープ・手すり



住戸内部

市街地再開発事業

融資事例 事業名：「羽衣駅前地区第一種市街地再開発事業」、大阪府高石市、令和元年8月竣工

本事業は地方都市における駅前広場および老朽化した木造建築の整備を実現した事例です。

免震構造を採用した建築物に併せ、都市計画道路や駅前交通広場および近接の二駅を結ぶ連絡デッキを整備することにより、多くの市民等にとって安全・快適な駅前空間が創出され、高石市の玄関口としてふさわしい市街地が形成されました。初動期は機構融資、着工後は、民間金融機関が融資を行った事例です。

令和2年度住宅金融支援機構
理事長感謝状贈呈団地



従前の状況



整備後

防災街区整備事業

融資事例 事業名：「中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業」、東京都品川区、平成31年3月竣工

当地区は旧同潤会により関東大震災の復興住宅として整備された住宅など木造建物が9割以上の木造密集地域でした。その災害や地震に脆弱な地区を面的に整備し、密集市街地全体の防災性を大きく向上させた事業です。

また、狹隘道路の解消、歩行者空間や緑化空間の整備により、都市環境の向上も実現しています。

東京都が推進する「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区先行実施地区である「東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区」のコア事業と位置付けられている事業です。

令和元年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地



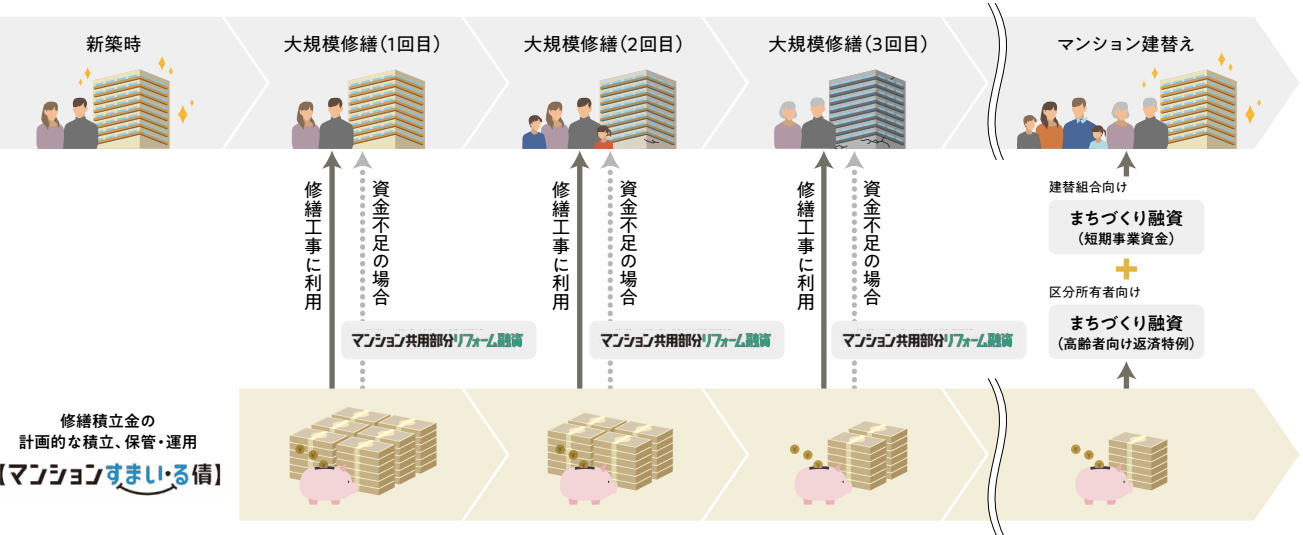
従前の状況



整備後

マンションストック対策に対応する機構制度

マンションの適切な維持管理・再生を資金面から支援するために、新築から建替え等に至るまでのそれぞれのステージに対応した制度をご用意しています。



マンションストック維持・再生 マンションすまい・る債

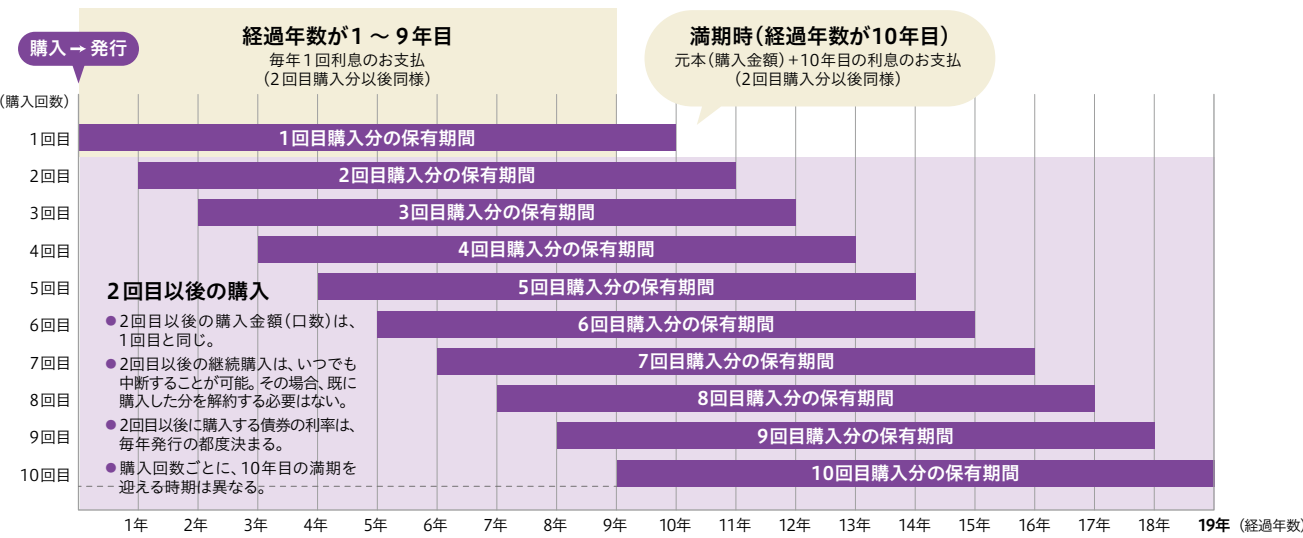
「マンションすまい・る債」とは、分譲マンションの管理組合が区分所有者から集めている修繕積立金の適切な管理・運用をサポートするために、機構が国の認可を受けて発行している債券です。平成12年度から発行を開始し、令和3年度は、新規応募組合数は1,704組合、過去に応募し継続して積み立てている組合も含め、約1,191.4億円(約238,280口)を購入していただいています。

「マンションすまい・る債」を購入されたマンション管理組合に対しては、機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の融資金利が0.2%引き下げられ、保証料が2割程度割引かれます((公財)マンション管理センターへ保証委託する場合)。

マンションすまい・る債の特長

- 利付10年債で、毎年1回(2月予定)定期的に利息をお支払(お支払する利息は毎年段階的に増加)
- 1口50万円で、複数口購入することが可能
- 同一口数であれば、最大10回(毎年1回)継続購入して積み立てることが可能
- 初回の債券発行日から1年以上経過すれば、手数料なしで修繕のための中途換金が可能

10回連続して購入する場合のイメージ



マンションストック維持・再生 マンション共用部分リフォーム融資

マンションの経年劣化への対応や耐震性等の向上を目的として、マンションの外壁補修や屋上防水工事等の大規模修繕や耐震改修等に必要な資金をマンション管理組合や区分所有者に対して融資しています。

マンション共用部分リフォーム融資

融資事例 団地名：「新宿第二ローヤルコーポ管理組合」東京都新宿区、平成30年4月工事完了

昭和48年竣工以来自主管理にて運営してきた本管理組合は、建物老朽化問題に直面し、さまざまな課題を抱えていました。その課題を解決するために、新宿区の専門家派遣制度を活用して建物の問題点を洗い出し、長期修繕計画を見直して工事の優先順位付けを行いました。今回の工事では、耐震改修と排水管のスラブ上化等の設備更新を行うにあたって、管理組合が丁寧に専有部分工事の協力や修繕積立金負担について合意形成を行い、工事中に発生した問題にも丁寧に対応しました。

本管理組合の取組は、高経年マンションが共通して抱える課題に対して、外部専門家の支援を活用しつつも、管理組合の力で解決した事例です。

令和元年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地



施工後外観



耐震増し打ち壁



耐震スリット

マンションストック維持・再生 まちづくり融資

マンション建替事業

融資事例 事業名：「上熊本ハイツマンション建替事業」、熊本県熊本市西区、令和2年5月竣工

建替え前のマンションは、平成28年熊本地震によって2棟が傾いたほか、その後の調査で他の棟にも杭の損壊などが見られ、団地全体で全壊とされました。

一般的に被災マンションの建替えは時間を要することが多いですが、当マンションは被災後速やかに委員会を立ち上げ、住民全体の説明会・個別面談などが繰り返され、早期の合意形成を実現しました。その結果、令和2年5月竣工と迅速に建替事業を成し遂げました。

事業の初期から、まちづくり融資(高齢者向け返済特例)制度の説明会などを実施し、多くの高齢な権利者にまちづくり融資(高齢者向け返済特例)をご利用いただいた事例です。

令和3年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地



整備前

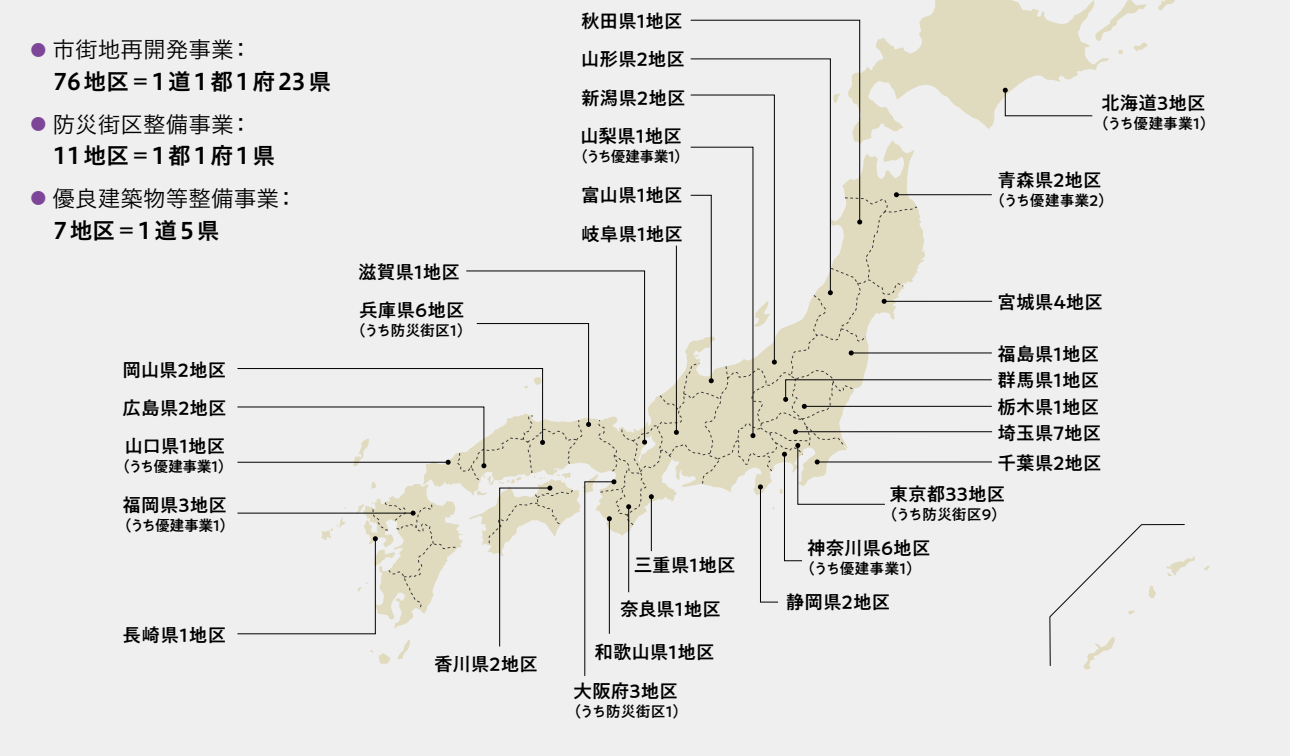


整備後

再開発事業等におけるまちづくり融資の受理状況

令和3年度末時点

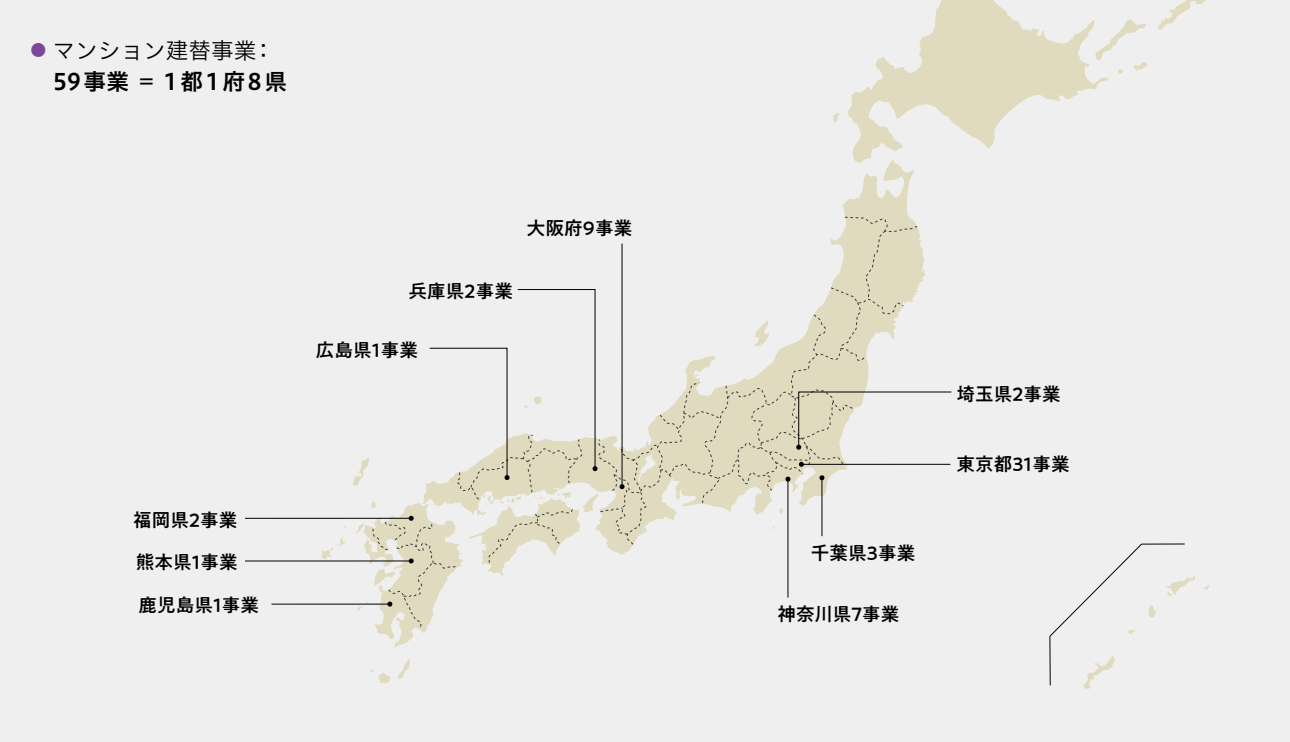
- ▶平成19年度以降、全国で94事業の受理実績
- ▶都内では33事業の受理実績



マンション建替事業におけるまちづくり融資の受理状況

令和3年度末時点

- ▶平成19年度以降、全国59事業の受理実績
- ▶都内では31事業の受理実績



高齢者の居住安定等／マンションストック維持・再生 **リフォーム融資・まちづくり融資(高齢者向け返済特例)**

一般的に高齢になると返済期間が短くなる等の理由から、毎月元金および利息を返済していく通常の住宅ローンでの資金計画は立てにくくなります。「高齢者向け返済特例」は、60 歳以上の高齢者の方が自宅のバリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐震改修工事を行う場合や、マンション建替事業等による住宅の建設または購入をされる場合にご利用いただける返済方法です。申込入全員がお亡くなりになるまでの間は利息のみのお支払となるため、毎月のご負担を軽減できます。借入金の元金は、申込入全員が亡くなられたときに、相続人の方からの自己資金等により一括して返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却代金によりご返済いただきます。

機構では、マンション建替えを検討している管理組合等に対し、説明会や相談会などを実施し、建替えに向けての合意形成に協力しています。



説明会の模様

耐震性の向上 **リフォーム融資**

住宅の耐震性の向上を目的として、耐震改修に必要な資金に対する融資を行っています。
また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備えるため、平成25年11月に改正耐震改修促進法(平成7年法律第123号)が施行されており、特に緊急輸送道路沿道の耐震性不足マンションの耐震改修などは急務とされています。
耐震改修工事の中でも免震工事などには多額の費用がかかるため、マンション共用部分リフォーム融資(耐震改修工事)の融資金利の引下げ、管理組合申込みにおける返済期間の延長(10年以内から20年以内へ延長)を実施しています。

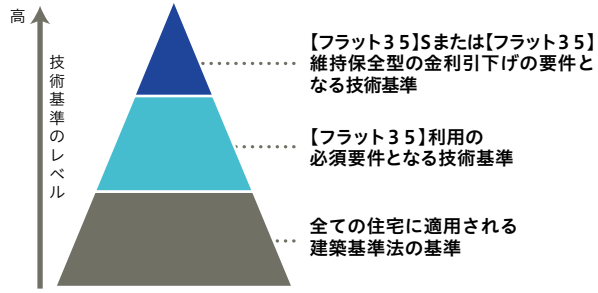
(令和4年5月1日時点)			
対象物件	個人住宅(一戸建等)		分譲マンション
融資メニュー	リフォーム融資		マンション共用部分リフォーム融資
資金使途	自ら居住する住宅、親が居住する住宅等を耐震改修する場合	住宅を借り上げる機関を介して、自宅を第三者に賃貸する住宅を耐震改修する場合	マンションの共用部分を管理組合または区分所有者が耐震改修する場合
工事内容	①耐震改修工事 ②耐震改修工事 [高齢者向け返済特例]	①住みかえ支援(耐震改修) ②住みかえ支援(耐震改修) [高齢者向け返済特例]	①管理組合申込み(耐震改修工事) ②区分所有者申込み(耐震改修工事) ③区分所有者申込み(耐震改修工事) [高齢者向け返済特例]
融資限度額	①「1,500万円」または「工事費」のいずれか低い額 ②「1,500万円」または「工事費」のいずれか低い額(ただし、保証ありの場合は、保証機関が保証する限度額が上限。保証なしの場合は、機構による担保評価額が上限)		①工事費 ②「1,500万円」または「区分所有者が負担する一時金」のいずれか低い額 ③「1,500万円」または「区分所有者が負担する一時金」のいずれか低い額(ただし、保証ありの場合は、保証機関が保証する限度額が上限)
返済期間	①20年以内 ②申込入全員がお亡くなりになる時まで		①20年以内 ②20年以内 ③申込入(連帯債務者を含む全員)がお亡くなりになる時まで
返済方法	①元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い(ボーナス併用払いも可) ②毎月のお支払は利息のみ。元金は申込入全員が亡くなられたときに相続人の方から自己資金等により一括返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却代金により返済		①元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い ②元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い(ボーナス併用払いも可)等 ③毎月のお支払は利息のみ。元金は申込入全員が亡くなられたときに相続人の方から自己資金等により一括返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却代金により返済

良質住宅の普及

良質住宅を普及させるために融資対象住宅に対する技術基準を定め、物件検査を行っています

技術基準と良質な住宅への誘導

【フラット35】の融資の要件として技術基準を定めており、これには必須基準と【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型利用時に適用される技術基準があります。【フラット35】Sに適合する、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に優れた住宅、または、【フラット35】維持保全型に適合する、維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅に対しては、一定期間金利の引下げを行い、良質住宅への誘導を図っています。

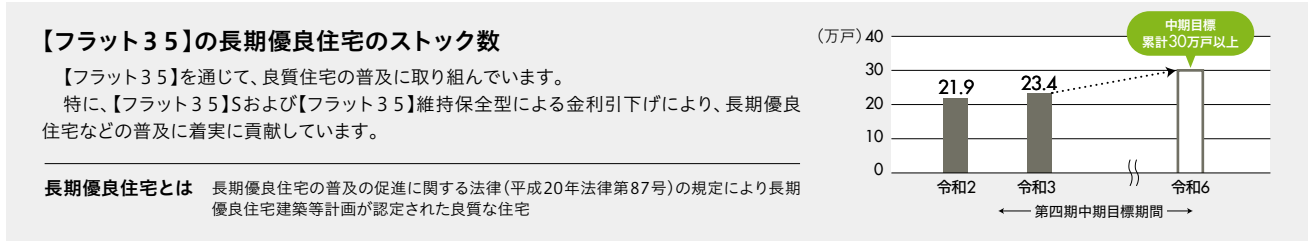


【フラット35】S[※]で対象となる4分野の住宅性能

省エネルギー性に優れた住宅	耐震性に優れた住宅	バリアフリー性に優れた住宅	耐久性・可変性に優れた住宅
- 断熱材を隙間なく施工 - 開口部の二重化 など 住まいの断熱性能を高め、暖冷房で利用される電力および灯油等の化石燃料の消費を減らすことが、地球環境の保全のために求められています。	- 壁の量・配置バランスの確保 - 躯体接合部を強化 - 基礎を強化 など 大規模な地震に備え、住宅の耐震性能を高め、安全性を確保することが重要です。	- 段差の解消 - 手すりの設置 - 通路幅の確保 など 高齢者にとって住みやすい住まいであることは、在宅介護への備えも含めて、これからの住まいづくりの基本です。	- 防腐、防蟻措置 - 小屋裏、床下の換気 など 成熟社会を迎えた我が国においては、良質な住宅ストックの形成が急務です。なるべく長持ちする住宅を建て、それを大切に使い続けることが、私たちの生活と地球環境を守ることにつながります。

【フラット35】維持保全型[※]で対象となる住宅

①長期優良住宅[新築・中古]	②予備認定マンション[新築]	③管理計画認定マンション[中古]	④安心R住宅[中古]
⑤インスペクション実施住宅[中古]	⑥既存住宅売買瑕疵保険付保住宅[中古]	※ 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)内で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型はご利用いただけません。	



良質住宅の普及啓発

住宅工事仕様書の作成と発行

【フラット35】技術基準や設計図面では表せない施工方法・使用材料などを詳細に示し、わかりやすく解説する住宅工事仕様書を作成しています。
仕様書は、旧住宅金融公庫時代を通じて作成されており、約70年の歴史があります。

事業者さま向け仕様書セミナーの開催

住宅事業者さま向けに、住宅工事仕様書を活用して、【フラット35】や【フラット35】Sの技術基準をわかりやすく解説するセミナーを開催するとともに、業界団体主催のセミナーに対しても機構職員を講師として派遣しています。

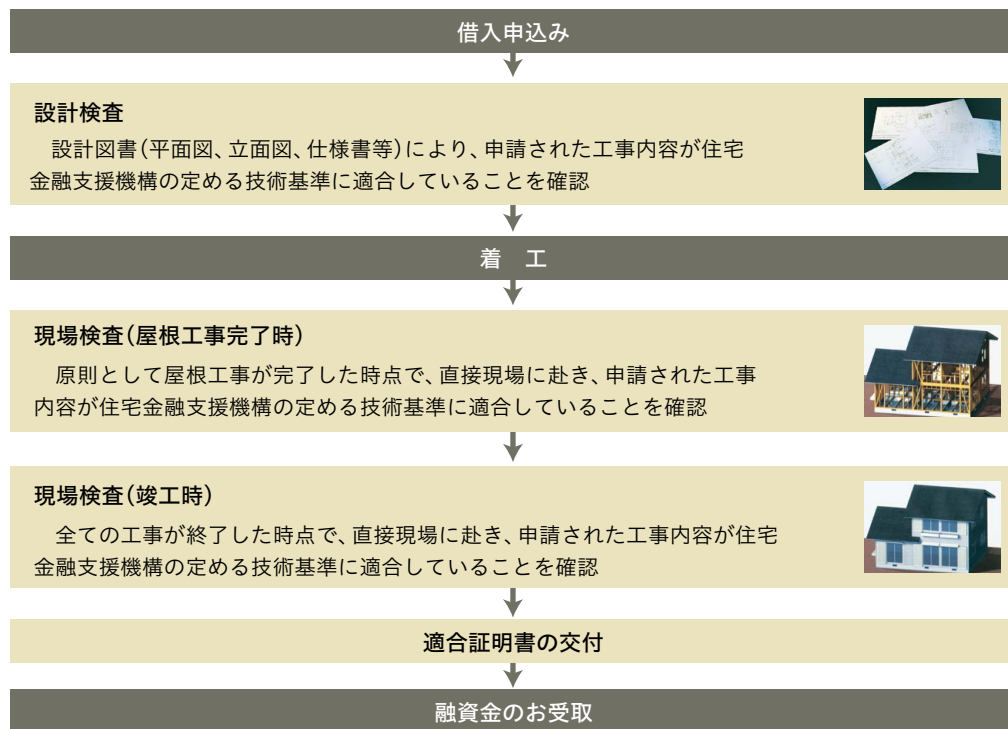


物件検査による技術基準への適合性確認

技術基準に適合することを確認する物件検査については、住宅性能表示制度等とも整合を図りながら実施し、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることも確認することとしています。

物件検査の方法

【フラット35】等の物件検査は、機構と協定を締結した民間検査機関が行います。民間検査機関は、設計検査と現場検査により、お客さまの住宅が【フラット35】等の技術基準に適合していることを確認し、適合証明書を交付します（新築住宅の場合）。



【フラット35】登録マンションによる物件検査の効率化等

新築マンションについて、あらかじめマンション全体で一括して物件検査を受けることにより、【フラット35】の借入申込みに際して住戸ごとに物件検査を受ける手を省略できる【フラット35】登録マンションの制度を用意しています。

なお、【フラット35】登録マンションの制度を利用する事業主は、マンション販売時の広告表示において「【フラット35】登録マンション」と表示できます。

【フラット35】
登録マンション

ロゴマーク

物件検査を省略できる住宅

中古マンションらくらくフラット35

中古マンション購入時の物件検査を省略できる中古マンションらくらくフラット35の制度を用意しています。

中古マンションらくらくフラット35は、機構が定める技術基準に適合していることを、あらかじめ検査機関等が確認した中古マンションです。

一定の要件を満たす中古住宅

築年数20年以内で、新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅、築年数10年以内で、新築時に【フラット35】を利用している住宅など、一定の要件を満たす中古住宅は、物件検査を省略できます。

団体信用生命保険等業務

ご返済中の「万一の事態」に備えた「安心」をご提供しています

機構の団体信用生命保険は【フラット35】（買取型）または災害復興住宅融資等の住宅金融支援機構等の個人向け融資※を利用している方で、ご加入された方が万一の場合（下表参照）、生命保険会社等から支払われる保険金等により、残りの住宅ローンが弁済されるものです。

3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の場合も保障する保険や住宅ローンをご夫婦連帯債務でご返済する場合にご夫婦お二人を保障する保険（愛称「デュエット」）も用意しています。

※「独立行政法人住宅金融支援機構」、「独立行政法人福祉医療機構（旧年金資金運用基金）」および「沖縄振興開発金融公庫」の住宅ローンをいいます。

【フラット35】（買取型）の保障内容

平成29年9月以前の借入申込者		平成29年10月以後の借入申込者	
団信の種類	保障内容	団信の種類	保障内容
機構団信	死亡・高度障害	新機構団信	死亡・身体障害保障
3大疾病付機構団信	死亡・高度障害・3大疾病	新3大疾病付機構団信	死亡・身体障害保障・3大疾病・介護保障

（注）上表について、災害復興住宅融資等の住宅金融支援機構等の個人向け融資をご利用された方は、「平成29年9月以前の借入申込者」を「令和2年9月以前の借入申込者」に、「平成29年10月以後の借入申込者」を「令和2年10月以後の借入申込者」に読み替えます。

機構の団体信用生命保険の仕組み

【フラット35】（買取型）をご利用の場合



※平成29年9月以前に借入申込みをされた方は、住宅ローンの返済とは別に特約料のお支払が必要になります。

（注）【フラット50】にもご利用いただけます。【フラット35】（保証型）にはご利用いただけません。

住宅金融支援機構融資（災害復興住宅融資等）をご利用の場合



※令和2年9月以前に借入申込みをされた方は、住宅ローンの返済とは別に特約料のお支払が必要になります。

団信弁済実績の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団信弁済件数	8,013	7,369	7,025	6,657	6,071

※業務開始時（昭和55年）からの累計：373,004件

（単位：件）

債権管理業務

住宅ローンをご利用のお客さまに、ご返済中の「安心」を提供しています

債権管理業務の概要

機構は、多くのお客さまに住宅ローンをご利用いただいております。返済中の全てのお客さまが安心して、そしてスムーズに手続を行うことができるように住宅ローンのご返済の開始から終了まできめ細やかにサポートしています。

お客さまに寄り添った丁寧な対応を行うため、機構と金融機関が連携し、お客さまからのさまざまなお問合せや返済相談に対する体制を整えています。

返済方法の変更

長期にわたる住宅ローンの返済期間中には、融資を受けられたときとはお客さまを取り巻く環境が変わることもあります。機構では、お客さまの生活に起こるさまざまな変化に柔軟に対応するために多様な返済方法変更のメニューをそろえており、お客さまの事情に合った返済方法をご提案しています。

返済方法変更のメニュー

経済事情や病気等の事情により返済が困難になった方については、返済期間を最長15年延長することにより、毎月の返済負担を軽減する「返済方法変更の特例措置（返済特例）」を実施しています。このうち、失業中の方または収入減少割合が20%以上の方については、最長3年間の元金据置期間の設定を行うこともでき、毎月の返済負担を大幅に軽減することができます。

また、そのほかにも、一定期間の返済額を軽減する「中ゆとり」、「毎月の返済日の変更」、「毎月・ボーナス返済額の内訳変更」、「ボーナス返済の取りやめ」などの返済方法変更メニューを用意しています（返済方法の変更メニューは、同時に組み合わせることもできます）。加えて、ご高齢のお客さまを対象として、毎月のお支払を利息のみとし、お借入れされた方全員がお亡くなりになったときに、ご自宅の売却によって残債務を一括してお支払いいただく「シルバー返済特例」を用意しています。

返済方法変更の特例措置の適用実績※

累計：231,313件

※ 平成10年12月～令和4年3月の実績（累計）

返済中に災害により被害を受けられたお客さまの生活再建のお手伝い

気候変動を背景として自然災害が激甚化する中、ご自宅やご勤務先が被害を受ける可能性もあります。機構では、災害により被害を受けられた返済中のお客さまに対して、返済方法の変更をご提案し、生活再建のお手伝いをしています。

返済金の払込みの据置き、返済期間の延長、一定期間の金利引下げにより、毎月の返済額を軽減することができます。

返済中のお客さまをサポート

住宅ローンは、毎月の返済が原則ですが、毎月の返済とは別に、まとまったお金が貯まったときに一部繰上返済ができます。この一部繰上返済は金融機関の窓口でも可能ですが、インターネットを通じて行うことも可能です。

また、残高証明書や返済計画表など各種証明書の発行手続もインターネットで行うことができ、お客さまの利便性を高める工夫も導入しています。



す ま い のーと 「住・My Note」(返済中のお客さま向けインターネットサービス)について

「住・My Note」は、【フラット35】(買取型)や機構(旧公庫)融資をご返済中のお客さまが、住宅ローンの借入金残高照会、証明書類の発行依頼、繰上返済のシミュレーションや一部繰上返済の申込みなどをインターネットを通じてご利用いただけるサービスです。

一部繰上返済を金融機関の窓口で行う場合は100万円からですが、「住・My Note」の場合は、10万円からお申込みいただけます。

※「住・My Note」のご利用にあたっては、「お客様ID」が必要です。お客様IDの申込方法等は「住・My Note」サイト(<https://www.su-mynote.jhf.go.jp>)でご確認いただけます。



新型コロナウイルス感染症への対応

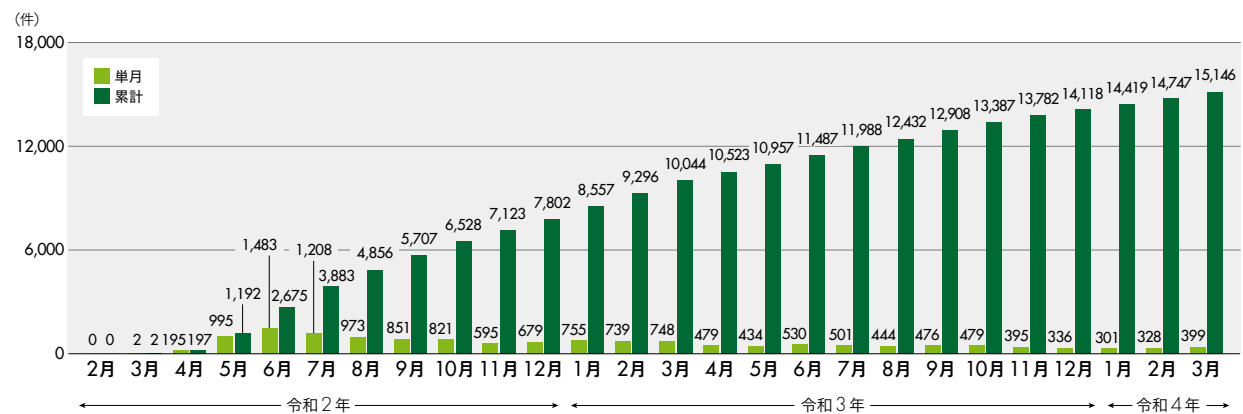
機構の住宅ローンのご返済にお困りのお客さまへの対応

機構では、新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済でお困りのお客さまに、引き続き安心してご返済を継続いただくため、返済方法変更メニューを用意しています（返済方法の変更メニューは、同時に組み合わせることもできます）。また、返済方法の変更に係る手続を簡素化するなどの対応も併せて行っています。

令和3年度までの新型コロナウイルス感染症に係る返済方法変更の承認実績は、累計15,146件となっています。

	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した。	返済特例 返済期間の延長など	● 毎月の返済額を減らすことができます。 ● 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。
	しばらくの間、返済額を減らして返済したい。	中ゆとり 一定期間、返済額を軽減	● お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。 ● 減額期間終了後の返済額および総返済額が増加します。
	ボーナス返済が負担になっている。	ボーナス返済の見直し	● ボーナス返済月を変更できます。 ● 毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳を変更できます。 ● ボーナス返済を取りやめることができます。

新型コロナウイルス感染症に係る返済方法変更の承認実績



国際業務

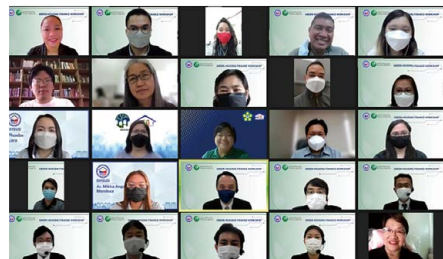
海外インフラ展開法等に基づき、海外に関する調査、研究および情報提供を行っています。

海外インフラ展開法に基づく取組

平成30年8月に施行された「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)」(海外インフラ展開法)および「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(基本方針)に基づき、本邦事業者の海外展開につながる取組を行っています。令和3年度は、基本方針に基づき、相手国における人材育成支援、海外調査、本邦事業者への情報提供等を行いました。

相手国における人材育成支援

令和3年11月および12月に、国土交通省の住宅建築技術国際展開支援事業(補助事業)を活用し、フィリピン共和国住宅開発相互基金(HDMF)^{※1}、インドネシア共和国国家貯蓄銀行(BTN)^{※2}、フィリピン共和国居住都市開発省(DHSUD)^{※3}向けに省エネルギー性能の高い住宅の建設を促進する住宅金融(グリーン住宅金融)に関する研修を行いました。研修では【フラット35】S、グリーンボンド、省エネルギー住宅の普及の取組等について情報提供と意見交換を行い、研修を通じて各機関の人材育成を支援しています。また、タイ王国政府住宅銀行(GHB)^{※4}には研修と同じ内容で情報提供を行いました。



グリーン住宅金融に関する研修

海外調査と本邦事業者への情報提供

令和3年5月、一般社団法人海外エコシティブロジェクト協議会(J-CODE)において、令和2年度に実施した「タイ王国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査」に関する発表を行いました。

令和3年度は「フィリピン共和国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査」を行い、令和4年3月、事業者等の皆さま向けに開催した「国際住宅金融報告会」において、調査結果を発表しました。

同報告会では、近年注目が高まりつつあるグリーンビルディング認証制度のうち国際金融公社(IFC)^{※5}が提供しているEDGEの認証取得手続きに関するコンサルティングの取組も紹介しました。グリーンビルディング認証およびこれらを活用した住宅金融の仕組みについては、引き続き機構において情報収集を行い、本邦事業者と共有していく予定です。



国際住宅金融報告会

海外の機関との連携強化

海外の機関への研修、国際会議での発表、海外の機関への情報提供等を通じ、各機関との連携を強化しています。

海外の機関への研修

令和3年10月、マレーシア国立抵当公社(Cagamas)^{※6}の要請に基づき、グリーン住宅金融に関するフォローアップ研修を行いました。また、令和4年2月、フィリピン構造技術者協会、(一社)北海道建築技術協会等が主催した補強コンクリートブロック造の技術基準の策定に関するワークショップにおいて、住宅金融を活用した住宅の質の向上等について講演を行うなど海外の機関との連携に取り組んでいます。



グリーン住宅金融に関するフォローアップ研修

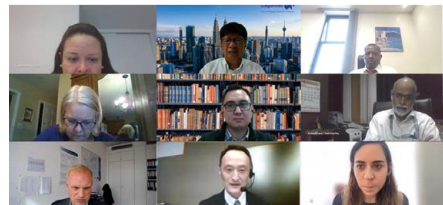
国際会議での発表・海外の機関への情報提供

令和3年9月、国際証券化機関連合(ISMMA)^{※7}の会合において、機構における政府保証グリーンボンドの取組について講演し、グリーンボンドに関する各機関の理解を深めています。

令和4年2月、第3回日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合において、機構業務のプレゼンテーションを行いました。本会合は国土交通省とカンボジア王国国土整備・都市計画・建設省により開催され、都市開発・不動産開発分野における情報提供と同分野における課題解決に向けた検討が行われています。

また、機構ではアジア証券化機関連合(ASMMA)^{※8}の一員として、加盟各国の証券化機関等と連携を深めています。その一環として、ASMMAのネットワークを活用し、「日米及びアジアの政府系金融機関による新型コロナウイルス(COVID-19)への対応等について」のレポートを作成し、公表しています。

さらに、欧州住宅金融連合／欧州カバードボンド協議会(EMF／ECBC)^{※9、※10}向けに【フラット35】Sに関する情報提供を行ったところ、当該レポートが経済協力開発機構(OECD)^{※11}の「OECD HOUSING POLICY TOOLKIT – SYNTHESIS REPORT」の「BRICK BY BRICK: BUILDING BETTER HOUSING POLICIES」に掲載されるなど欧州においても機構の取組が活用されています。



ISMMA会合での講演

国内外の機関との情報交換や支援の実績

機構が講演を実施した国際会議等		機構主催の研修	
令和3年 4月	IFC 会議	令和3年 10月	マレーシアCagamas向けグリーン住宅金融研修(フォローアップ)
令和3年 5月	タイGHB 会議	令和3年 11月	フィリピンHDMF向けグリーン住宅金融研修
令和3年 5月	インドネシアBTN 会議	令和3年 11月	インドネシアBTN向けグリーン住宅金融研修
令和3年 5月	J-CODEセミナー説明会 講演	令和3年 12月	フィリピンDHSUD向けグリーン住宅金融研修
令和3年 6月	ジニーメイ※12 円卓会議	令和4年 3月	国際住宅金融報告会
令和3年 6月	ロシア政府機関DOM.RF※13 会議	関係省庁、本邦事業者との情報交換等	
令和3年 7月	ベトナム農業農村開発銀行等 会議		
令和3年 7月	フィリピンHDMF 会議	令和3年 6月	国土交通分野の海外における取組 ((一社)国際建築住宅産業協会(JIBH)講演会)
令和3年 9月	ISMMA会合	令和3年 6月	J-CODE ミャンマーワーキンググループ会合
令和3年 11月	インドネシアBTN 会議	令和3年 6月	JIBH 令和2年度国庫補助事業 調査報告会
令和3年 12月	日本-世界銀行防災共同プログラム トルコ政府向け会合	令和3年 10月	国土交通省、北海道建築技術協会 情報交換会
令和4年 2月	フィリピン構造技術者協会、北海道建築技術協会等 ワークショップ	令和3年 10月	日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合
令和4年 2月	日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム 会合	令和3年 11月	カンボジア都市開発セミナー
		令和4年 3月	海外不動産業官民ネットワーク 総会
		その他(海外住宅金融市場に関する国内向け情報提供等)	
令和3年 5月		令和3年 5月	EMF/ECBCを通じたOECDのレポートへの情報提供
令和3年 12月		令和3年 12月	日米およびアジアのコロナ対応レポートによる情報提供
令和4年 1月		令和4年 1月	タイGHB向けグリーン住宅金融の情報提供

※1 フィリピン共和国住宅開発相互基金(HDMF: Home Development Mutual Fund)
※2 インドネシア共和国国家貯蓄銀行(BTN: PT Bank Tabungan Negara (Persero) Tbk)
※3 フィリピン共和国居住都市開発省(DHSUD: Department of Human Settlements and Urban Development)
※4 タイ王国政府住宅銀行(GHB: Government Housing Bank)
※5 国際金融公社(IFC: International Finance Corporation)
※6 マレーシア国立抵当公社(Cagamas: Cagamas Berhad)
※7 国際証券化機関連合(ISMMA: International Secondary Mortgage Market Association)

※8 アジア証券化機関連合(ASMMA: Asian Secondary Mortgage Market Association)
※9 欧州住宅金融連合(EMF: European Mortgage Federation)
※10 欧州カバードボンド協議会(ECBC: European Covered Bond Council)
※11 経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)
※12 米 国 政 府 抵 当 金 庫 (ジニーメイ: Ginnie Mae, Government National Mortgage Association)
※13 ロシア連邦住宅都市開発公社(DOM.RF: Housing and Urban Development Corporation)

国内の住宅金融に関する調査業務

我が国における住宅金融に関する調査研究を実施しています

機構では、お客さまがニーズに応じて全期間固定金利の住宅ローンを選択できるよう、新たな住宅循環システムの構築等の政策対応を踏まえ、我が国の住生活の向上を金融面から支援する証券化支援業務をはじめとする業務を実施し、住宅ローンの商品性の向上を図るとともに、社会経済情勢に応じた国内における住宅金融に関する調査研究を行っています。

住宅金融に関する市場およびお客さまの実態把握

国内の住宅金融市場における住宅ローンの供給実態を把握するため、日本銀行や業界団体等のご協力を得て住宅ローンの新規貸出額および貸出残高に関する調査を、金融機関のご協力を得て住宅ローンへの取組姿勢等貸出動向に関する調査を行っています。

また、住宅ローン利用者の属性・ニーズ等需要実態を把握するため、全期間固定金利の【フラット35】利用者の属性等をはじめ、住宅ローンに対する消費者の意識や行動等に関する調査を行っています。

これら住宅ローン関連調査の結果は、機構サイト(<https://www.jhf.go.jp/about/research/loan.html>)に掲載しています。
なお、調査結果は、政府機関やシンクタンク等の研究機関、市場関係者、マスメディア等に広く活用されています。

住宅ローン関連調査

名称	周期	主な内容
業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移	四半期	金融機関の業態別の新規貸出額、期末残高の実績
住宅ローン貸出動向調査	年1回	金融機関の住宅ローンへの取組姿勢、営業戦略等
フラット35利用者調査	年1回	【フラット35】利用者の属性、借入額等
住宅ローン利用者の実態調査 住宅ローン利用予定者調査 住宅ローン利用者調査	年2回	住宅ローン利用予定者：希望する金利タイプ、今後の金利見通し、住宅取得動機、買い時感等 住宅ローン利用者：利用した金利タイプおよび理由等
住宅ローン借換えの実態調査	年1回	借換えした者の借換前後の金利タイプ、金利の変化等

住宅金融市場のデータ収集および分析

政府等統計データ、市場における各種調査結果等を収集し、住宅ローン関連調査と併せて分析を行い、それらを用いて有識者や研究機関、市場関係者との研究会や意見交換会等を行っています。また、分析結果は広報誌季報「住宅金融」への掲載をはじめ、学会誌、専門誌、業界団体等の機関誌への寄稿および書籍の執筆等を通じて情報発信しています。

令和3年度季報「住宅金融」 https://www.jhf.go.jp/about/kihou/index.html	●首都圏マンション市場の動向について(夏号) ●ESG債の現状及び発行のメリット～グリーンアム等の検証を通じて～(秋号)
専門誌、業界団体機関誌等	●国内住宅着工動向(『木材情報』令和3年6・9・12月号、令和4年3月号) ●フラット35利用者調査から見た高齢者の住宅取得行動(『RETIO』(No.121 2021年春号)) ●金融機関の住宅ローンへの取組姿勢等について 「2020年度住宅ローン貸出動向調査」結果の概要(『ALIA NEWS』(2021年春号Vol.171))
学会発表等	●「リバースモーゲージ型住宅ローンの現状と今後の課題」(日本不動産学会シンポジウム「リバースモーゲージの新展開～現状と普及のための今後の課題～」) ●「木造住宅の建物相当部分の経年減価」(資産評価政策学22巻2号(通巻44号)) ●「住宅金融市場の動向等について」(神戸大学金融研究会) ●「高齢者を中心とした住宅金融支援機構の取組み紹介」(生活経済学会中部部会第2回研究大会) ●「「雇用都市圏」を踏まえた住宅の住まい方に関する一考察」(日本不動産学会・資産評価政策学会2021年度(第37回)秋季全国大会(学術講演会))

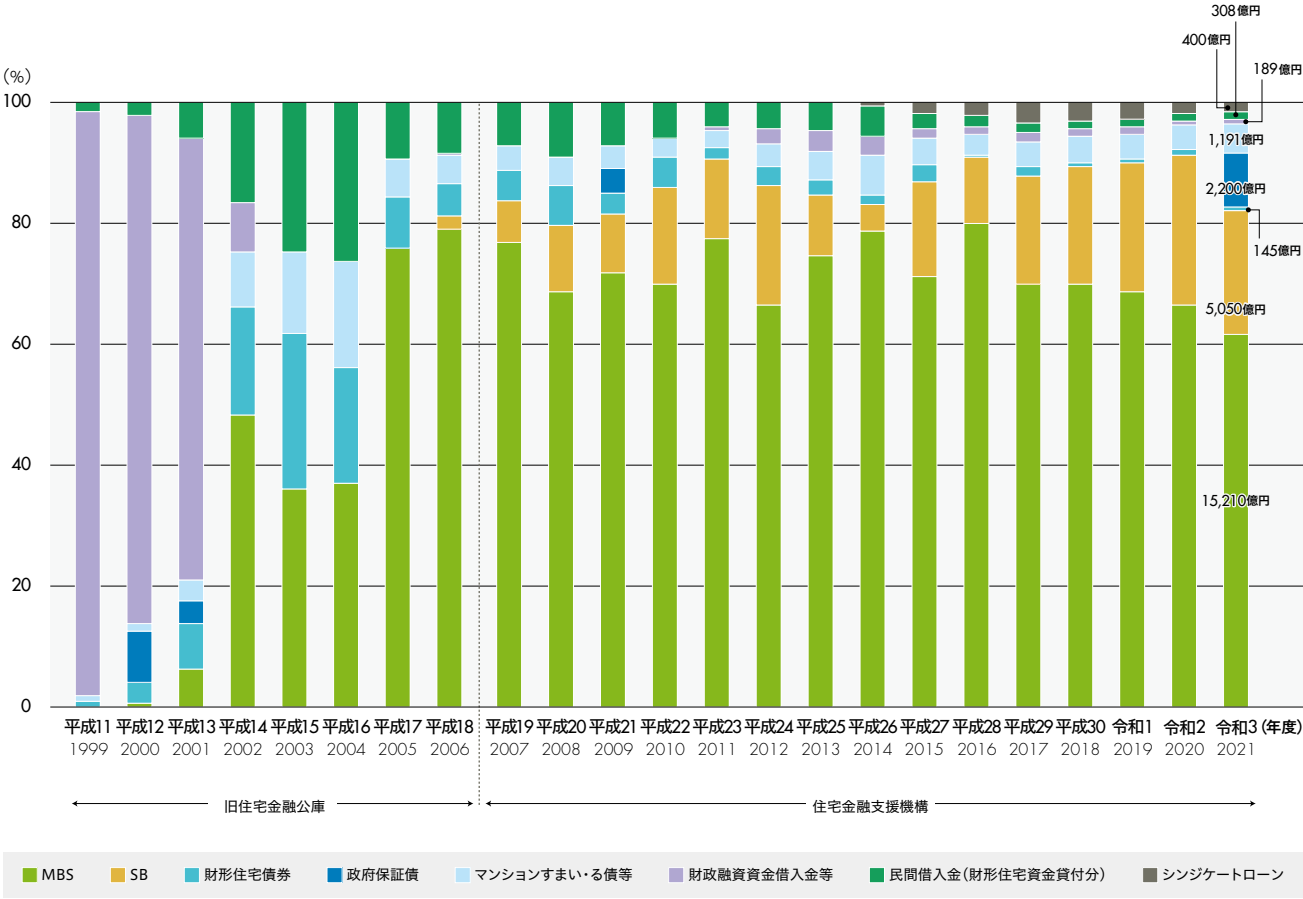
資金調達

MBS(資産担保証券)、SB(一般担保債券)、政府保証債等により資金を調達しています

機構では、証券化支援業務等の運営に必要となる資金を主にMBS(資産担保証券)、SB(一般担保債券)や政府保証債の発行により金融市場から調達しています。また、引き続きシンジケートローン等による資金調達も実施しています。
なお、財政融資資金借入金は、緊急な対応が必要となる災害復興住宅融資等の資金に限定して活用しています。

資金調達の概要

機構は、主要業務を旧住宅金融公庫時代の直接融資業務から、民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務へ転換したことにより、財政融資資金からの借入を主とした調達から、MBSやSBの発行による金融市場からの調達へシフトしています。



MBSによる資金調達に関し、丁寧なIR等を通じてより多くの投資家がMBSへの投資に参加していただくことで、国内外のさまざまな環境変化の中においても安定的な資金調達を行っています。

令和3年度は、1兆5,210億円の発行を着実に行いました。MBSの安定的な発行を通じて日本の証券化市場の発展に貢献するとともに、効率的な資金調達を行うことで、お客さまへの全期間固定金利の住宅ローンの提供を実現しています。

投資家の範囲を維持・拡大するための取組

積極的な情報発信および丁寧なIR等を行った結果、多くの投資家からご参加いただきました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、令和2年度から引き続き、IRについては、電話会議形式やWeb会議形式で実施、投資家説明会については、集合形式ではなく投資家説明会資料(補足説明付き)の機構サイト掲載で対応する等、感染対策に取り組んでいます。

投資家の認知度および理解度の向上を図るための活動

- 投資家へのIR実施(国内投資家138件、海外投資家7件)
- 投資家説明資料(補足説明付き)の機構サイト掲載(令和3年7月1日)

投資家への充実した情報提供

投資家が令和4年度投資計画を策定する前に新規投資や投資枠の拡大について検討できるよう、機構の令和4年度の債券発行計画をIR等で令和3年度中に提供しました。



投資家説明資料(補足説明付き)を機構サイトに掲載

MBS、SBおよび政府保証債の商品性

	MBS	SB	政府保証債
担保	貸付債権担保※1	一般担保※2	一般担保※2
発行時の債券格付※3	S&P:AAA R&I:AAA	S&P:A+ R&I:AA+	—
償還方法	月次パススルー方式※4	満期一括償還	満期一括償還
BISリスクウェイト※5	10%(標準的手法)		0%(標準的手法)
日銀適格担保要件	充足		
大口信用供与等規制※6	対象外		

令和4年4月1日時点

※1 MBS(月次債)は、発行する回ごとに住宅金融支援機構が買い取った住宅ローン【フラット35】を信託し、これを担保としています。

※2 SBは、独立行政法人住宅金融支援機構法第19条第4項の規定に基づく一般担保付債券であり、債権者(SBの投資家)は住宅金融支援機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利(先取特権)を有します。この先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次いで、優先度の高いものです(同条第5項)。

※3 ・S&P:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン

・R&I:格付投資情報センター

S&Pが付与するMBSの格付には、ストラクチャード・ファイナンス格付の識別子「(sf)」が付記されます。

・政府保証債は政府の保証が付くことから日本国債と同等と見なされているため、政府保証債での格付は取得していません。

※4 月次パススルー方式についてはP.81参照

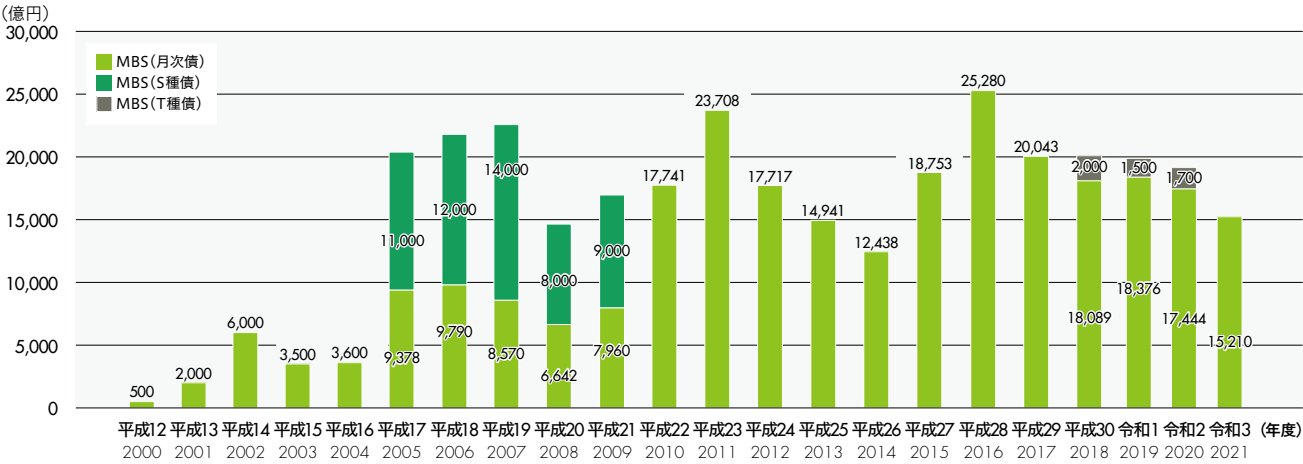
※5 BIS規制による自己資本比率は、自己資本をリスク資産で除して求めます。資産には種類ごとにリスクに応じた掛け目があり、これをリスクウェイトといいます。

※6 住宅金融支援機構は、銀行法施行令においてこの規制の適用除外として規定される「特別の法律により設立された法人で、国、同号に掲げる法人および地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人」に該当します。

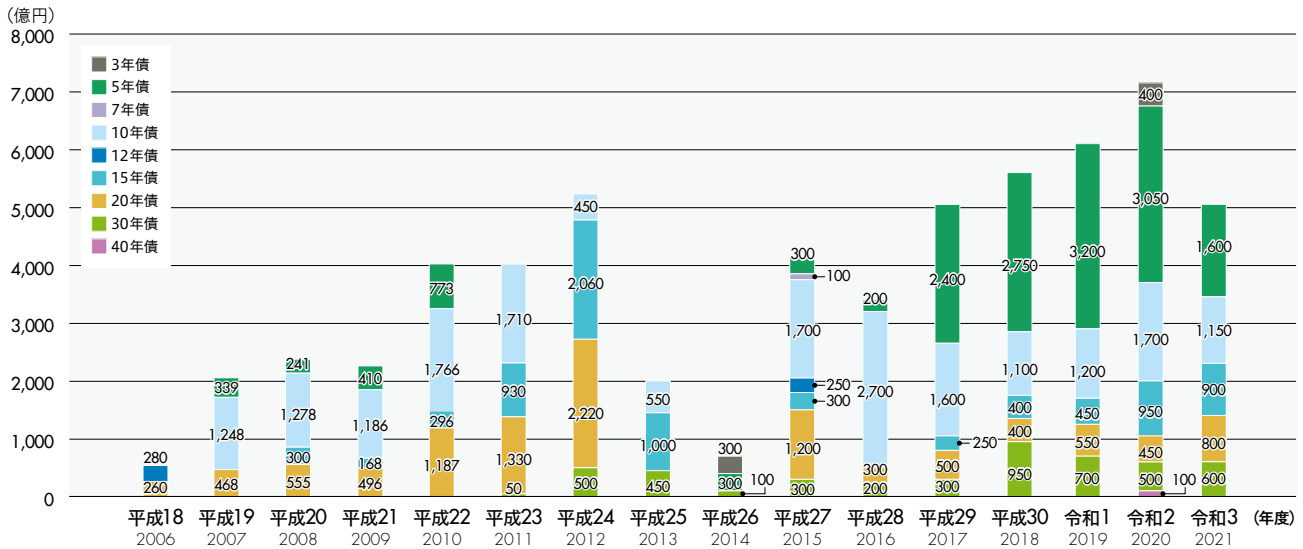
MBS、SBおよび政府保証債の発行実績

MBS(月次債)、SBや政府保証債は、【フラット35】や機構融資などの資金調達のために発行しています。MBS(S種債)およびMBS(T種債)は、旧住宅金融公庫時代の事業のリファイナンスのために発行しています。

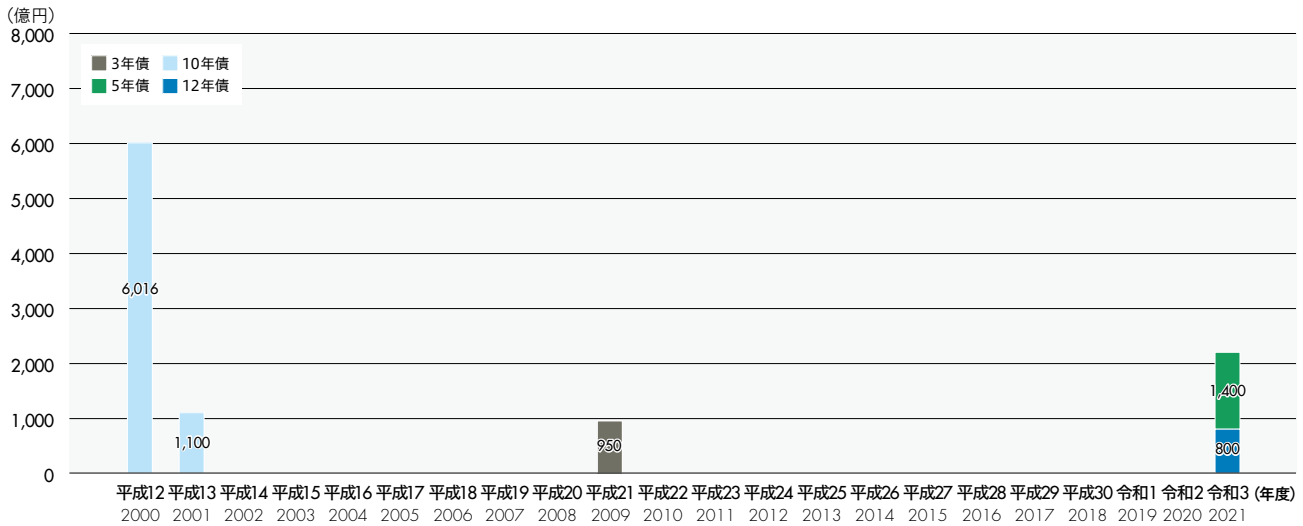
MBSの発行実績



SBの発行実績



政府保証債の発行実績

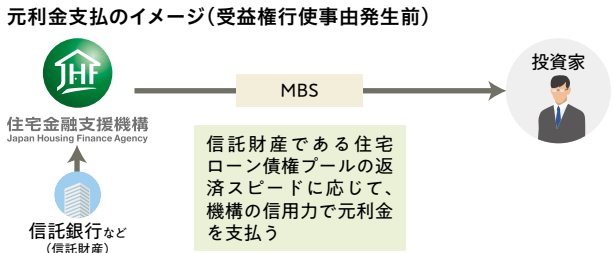


MBS(月次債)の主なポイント

資産担保型の財投機関債

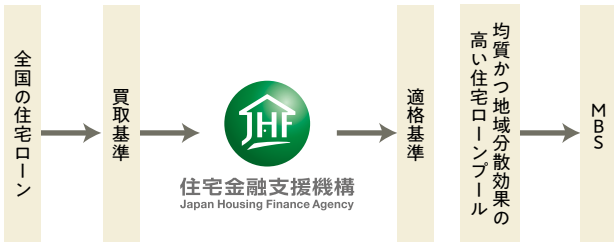
- 受益権行使事由※発生前は機構の信用力で元利金を支払い、受益権行使事由が発生した場合には財投機関債から受益権に切り替わる仕組みとなっています。
- BIS規制上のリスクウェイトは、信用リスクの標準的手法において10%となっています。

※ 受益権行使事由は次のとおり
1 MBSの債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合
2 MBSの債務を承継する者を、株式会社とする法令または会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含む。)若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、法令により機構が解散した場合
3 MBSの債務者を、株式会社とする法令または会社更生法若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、これによりMBSの債務者がかかる法人となった場合
4 MBSに係る機構の支払債務またはその他機構が発行若しくは承継した債券に係る機構の支払債務について、その支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が7日以内に治癒されなかった場合



均質かつ地域分散効果の高い住宅ローンプール構成

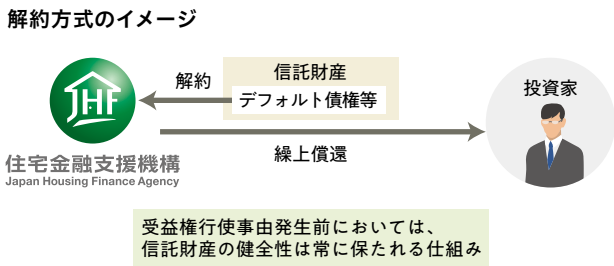
- 広く全国から住宅ローンを買収することにより、地域分散効果の高い住宅ローンプールを組成しています。
- 民間金融機関から購入する住宅ローン債権に買取基準を設けることにより、均質な住宅ローンプールを組成しています。
- 適格基準を満たしている住宅ローン債権のみをMBSの裏付資産としています。



デフォルト債権等の信用リスクは機構が負担

- 3か月延滞までは、延滞がないものとして機構が投資家に対してMBSの元利金を支払います。
- 4か月延滞などのデフォルト債権等が発生した場合、当該信託債権を解約するため、デフォルト債権等の元本相当額に信託債権残高※1に対するMBS残高の比率を乗じた額について繰上償還を実施します【解約方式】※2、※3。

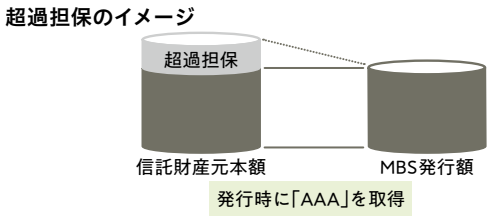
※1 信託債権に延滞が発生している場合には、延滞がないものとした場合の信託債権残高
※2 MBS(S種債)および旧公庫時代に発行されたMBS(月次債)については、4か月延滞などのデフォルト債権等が発生した場合、当該信託債権と同等の住宅ローン債権を差し替えることにより、信託債権プールの健全性を維持します【差替え方式】。
※3 「解約方式」および「差替え方式」の実施は受益権行使事由発生前に限ります。



超過担保を設定することによりAAAの格付を取得

- 十分な超過担保※を設定することにより、S&PおよびR&Iから発行時にAAA(最高位)の格付を取得しています。
- 信用リスクを極限まで抑えることにより、金利リスクや繰上償還リスクに着目したMBS投資が可能になります。

※ 超過担保とは、MBSの発行額に対して、信託される住宅ローン債権の合計額が超過する金額であり、受益権行使事由発生後の信用補完として機能します。



MBSの元利金は信託債権プールの返済状況に応じて毎月支払(月次パススルー方式)

- 裏付資産となる住宅ローンプールの元利金の返済状況に応じて、投資家に対してMBSの元利金を支払います。
- 一般に、住宅ローンの元利金返済は毎月行われるため、MBSの元利金支払も毎月行われます。
- 住宅ローンはあらかじめ決められた返済に加え、繰上返済することが可能であるため、MBSの元利金支払は住宅ローンの繰上返済の状況等により変化します。